

令和8年1月14日

消費生活用製品の重大製品事故に係る公表について

消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づき報告のあった重大製品事故について、以下のとおり公表します。

○特記事項あり

リチウム電池内蔵充電器に関する事故（リコール対象製品）について
（詳細は次頁以降参照。）

1. ガス機器・石油機器に関する事故 1 件
（うち石油給湯機付ふろがま 1 件）
2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因が疑われる事故 1 件
（うちリチウム電池内蔵充電器 1 件）
3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、
製品起因か否かが特定できていない事故 11 件
（うちバッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）1 件、
マットレス 1 件、電気掃除機（洗浄式）1 件、
電気式浴室換気乾燥暖房機 1 件、ノートパソコン 1 件、液晶テレビ 1 件、
電動車いす（ハンドル形）1 件、電気脱臭装置 1 件、
バッテリー（ニッケルカドミウム、電動工具用）1 件、
電気衣類乾燥機 1 件、エアコン（室外機）1 件）
4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及
び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において、審
議を予定している案件
該当案件なし

1. ～ 4. の詳細は別紙のとおりです。

5. 留意事項

これらは消費生活用製品安全法第35条第1項の規定に基づく報告内容の概要であり、現時点において、調査等により事実関係が確認されたものではなく、事故原因等に関し、消費者庁として評価を行ったものではありません。

本公表内容については、速報段階のものであり、今後の追加情報、事故調査の進展等により、変更又は削除される可能性があります。

6. 特記事項

アンカー・ジャパン株式会社が輸入したリチウム電池内蔵充電器について (管理番号：A202501047)

①事象について

アンカー・ジャパン株式会社（法人番号：8010001151445）が輸入したリチウム電池内蔵充電器に他社製の充電器を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生しました。当該事故の原因は、現在、調査中です。

②当該製品のリコール（回収・交換）について

同社は、当該製品を含む対象製品（下記③）について、セル製造サプライヤーによる不適切な部材使用が見付かり、事故の可能性があることが判明したことから、事故の再発防止を図るため、2025 年（令和 7 年）6 月 26 日にウェブサイトへの情報掲載、プレスリリースの配信・公開、メールマガジン配信及びDMでの周知を行い、対象製品について回収及び交換を実施しています。

なお、今般報告のあった当該事故（管理番号：A202501047）が上記のリコール事象によるものかどうかは現時点では不明です。

③対象製品：商品名、色、JANコード、型番、販売期間、対象台数

商品名	色	JANコード	型番	販売期間	対象台数
Anker Power Bank (10000mAh, 22.5W)	ブラック	4571411219498	A1257011	2024 年 5 月 16 日 ～ 2025 年 6 月 6 日	401,771
	パープル	4571411219511	A12570V1		
	ホワイト	4571411219504	A1257021		
	ピンク	4571411227592	A1257051		
	ブルー	4571411227585	A1257031		
Anker MagGo Power Bank (10000mAh, 7.5W, Stand)	ブラック	4571411212772	A1652N11	2023 年 12 月 19 日 ～ 2025 年 2 月 13 日	15,018
	ホワイト	4571411212789	A1652N21		
	パープル	4571411212796	A1652NV1		

2025 年（令和 7 年）6 月 26 日からリコール（回収・交換）を実施
回収率：21.6%（2026 年 1 月 13 日時点）

<リコール対象製品での事故件数>

当対象製品におけるリコール対象の内容による 2023 年度以降の事故（消費生活用製品安全法第 35 条第 1 項の規定に基づき重大製品事故の報告を受けたもの）は、本件のみです。

<対象製品の外観及び確認方法>

対象製品の外観

Anker Power Bank (10000mAh, 22.5W)

Anker MagGo Power Bank (10000mAh, 7.5W, Stand)



川崎市ふるさと納税返礼品



確認方法

型番：A1257 をお持ちの方はシリアルナンバーを確認してください。



④使用者への注意喚起

対象製品をお持ちで、まだ事業者の行う回収及び交換を受けていない方は、直ちに使用を中止し、速やかに下記問合せ先まで御連絡ください。

【問合せ先】

アンカー・ジャパン株式会社 受付窓口

電 話 番 号 : 0120-775-171

受 付 時 間 : 9時～17時（土・日・祝日を除く。）

ウェブサイト : <https://corp.ankerjapan.com/posts/555>

※オンライン受付フォーム（24 時間）

<https://www.ankerjapan.com/pages/202506-support>

【本発表資料の問合せ先】

消費者庁消費者安全課（製品事故情報担当）

担 当 : 荒木、別所、上田

電 話 : 03(3507)9204（直通）

U R L : <https://www.caa.go.jp/>

経済産業省産業保安・安全グループ製品安全課製品事故対策室

担 当 : 日野、山田、中谷

電 話 : 03(3501)1511（内線）4311

1. ガス機器・石油機器に関する事故(製品起因か否かが特定できていない事故を含む。)

受理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501044	令和7年12月29日	令和8年1月8日	石油給湯機付ふろがま	OTQ-415SAY	株式会社ノーリツ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	山形県	製造から20年以上経過した製品

2. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因が疑われる事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	機種・型式	事業者名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501047	令和7年12月21日	令和8年1月9日	リチウム電池内蔵充電器	A1652	アンカー・ジャパン株式会社 (輸入事業者)	火災	当該製品に他社製の充電器を接続して充電中、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。現在、原因を調査中。	埼玉県	令和8年1月8日に消費者安全法の重大事故等として公表済 令和7年6月26日からリコールを実施 (特記事項を参照) 回収率:21.6%

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501036	令和7年2月16日	令和8年1月8日	バッテリー（リチウムイオン、電気掃除機用）	火災	当該製品を充電中、異音が生じたため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	大阪府	令和7年2月28日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月19日
A202501037	令和7年11月10日	令和8年1月8日	マットレス	重傷1名	圧縮梱包された当該製品を開封中、当該製品が突然広がった衝撃で当該製品が身体に当たり、負傷した。当該製品に起因する のか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月17日
A202501038	令和7年12月17日	令和8年1月8日	電気掃除機（洗浄式）	火災	工場で発煙に気付き確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	静岡県	
A202501039	令和7年4月16日	令和8年1月8日	電気式浴室換気乾燥暖房機	火災	当該製品の電源コードとコンセントとの接続部及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	秋田県	令和7年4月24日に消費者安全法の重大事故等として公表済 事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月25日
A202501040	令和7年11月18日	令和8年1月8日	ノートパソコン	火災	事務所で当該製品を使用中、当該製品の電源プラグとコンセントとの接続部から発煙する火災が発生した。当該製品に起因する のか、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	東京都	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月22日
A202501041	令和7年12月23日	令和8年1月8日	液晶テレビ	火災	当該製品から発煙する火災が発生した。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	岡山県	
A202501042	令和7年12月2日	令和8年1月8日	電動車いす（ハンドル形）	死亡1名	使用者（70歳代）が、当該製品とともに川で発見され、搬送先の病院で死亡が確認された。当該製品に起因するの か、他の要因も含め、現在、原因を調査中。	愛媛県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月17日
A202501043	令和7年12月19日	令和8年1月8日	電気脱臭装置	火災	集合住宅のごみ集積場で当該製品を使用中、火災警報器が鳴動したため確認すると、当該製品及び周辺を焼損する火災が発生していた。当該製品の使用状況を含め、現在、原因を調査 中。	東京都	

3. ガス機器・石油機器以外の製品に関する事故であって、製品起因か否かが特定できていない事故(続き)

管理番号	事故発生日	報告受理日	製品名	被害状況	事故内容	事故発生都道府県	備考
A202501045	不明	令和8年1月8日	バッテリー(ニッケルカドミウム、電動工具用)	火災	商業施設で当該製品及び周辺を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	大阪府	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月23日
A202501046	令和7年12月6日	令和8年1月8日	電気衣類乾燥機	火災	介護施設で当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	宮城県	事業者が重大製品事故として認識したのは令和7年12月22日
A202501048	令和7年12月25日	令和8年1月9日	エアコン(室外機)	火災	当該製品を使用中、当該製品を焼損する火災が発生した。当該製品に起因するのか、他の要因かも含め、現在、原因を調査中。	富山県	

4. 製品起因による事故ではないと考えられ、今後、消費者庁製品事故情報検討会及び消費経済審議会製品安全部会製品事故判定第三者委員会合同会議において審議を予定している案件
該当案件なし